

青森県報

第二千五百二十五号

平成十七年
九月五日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 一

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札……………(港 湾 空 港 課) …… 二
 建設業者の許可の取消し……………(五 所 川 原 県 土 整 備 事 務 所) …… 二
 右 同……………(十 和 田 県 土 整 備 事 務 所) …… 三
 出先機関……………(三 戸 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 三
 換地計画認可申請の適当の決定……………(三) …… 三

告 示

青森県告示第七百十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	株式会社東北 産業	主たる事務所の所在地又は住所	三戸郡五戸町大字豊間内字八地蔵平一六五	居宅サービスの種類	訪問介護	名称	三戸市売市一丁目二の二八	居宅サービス事業を行う事業所	三戸市売市一丁目二の二八	指定年月日	平成 一七・八・三 五
社会福祉法人 ファミリィ	三戸郡五戸町 一字姥堤三四の 一	訪問介護	ケアステーション ながわ	名称	三戸郡名川町 大字下名久井 一字剣吉前川原 の一	所在地	三戸郡名川町 大字下名久井 一字剣吉前川原 の一	指定年月日	平成 一七・八・三 五		

青森県告示第七百一十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名称	医療法人な ざわ整形外科	主たる事務所の所在地	八戸市湊高台二丁目一二の二	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	八戸市湊高台二丁目一二の二	指定年月日	平成 一七・八・三 五
社会福祉法人 ファミリィ	三戸郡五戸町 字姥堤三四の 一	名称	な が ざ わ 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	名称	ケアステーション な が わ	所在地	三戸郡名川町 大字下名久井 一字剣吉前川原 の一	指定年月日	平成 一七・八・三 五

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市沖館二丁目四八の二	雑種地	二、四三三・八三平方メートル
青森市沖館二丁目四九の四	雑種地	二、二六六・一七平方メートル
合 計		四、七〇〇・〇〇平方メートル

二 予定価格

一億一千万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市沖館二丁目四八の二及び四九の四

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土木整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟八階B会議室

2 日時

平成十七年九月二十二日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十七年九月十五日午前十一時から、青森市沖館二丁目四八の二及び四九の四において現場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青海建設

二 代表者の氏名 平山 弘幸

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字今泉字唐崎六二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第四〇〇〇九六号

五 取消年月日 平成十七年八月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、とび・土工、石、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工
業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年七月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に
より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 石文建築

二 氏名 石文 由松

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字中道五の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一六一〇号

五 取消年月日 平成十七年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ
り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

換地計画認可申請の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第
五十二条の二第一項の規定により、名川町村前地区共同施行西塚正男ほか十三人に係
る村前地区の換地計画の認可の申請を適当と決定したので、同法第九十六条において
準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により
公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月五日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年九月六日から同年十月五日まで

三 縦覧の場所

名川町役場

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭